

申請した内容に変更が生じた場合は手続きが必要です

保育所等の利用申込後に、**保護者等の状況が変わり、申請した内容に変更が生じた場合は必ず所定の手続きが必要**となります。(利用希望月の申請受付期間中にお手続きください。さかのぼって申請内容の変更を行うことはできません。提出書類に不備等がある場合には受付できない場合があるのでご注意ください。)

ご提出いただいた書類は返却できませんので、必要に応じてコピー等をお取りください。

状況の変化の例	提出書類
世帯構成の変化(離婚・結婚・祖父母と同居する※場合等) ※65歳未満の祖父母と同居する場合は、祖父母についても保育を必要とする状況がわかる書類が必要となります。(未提出の場合、調整指数が減じます)	・子どものための教育・保育給付等認定変更申請書 ・離婚・結婚の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)
保育を必要とする状況の変化 (就労の変化(転職・勤務時間の変更・退職他)等)	・子どものための教育・保育給付等認定変更申請書 ・変更内容に応じて下表の書類を添付
その他、申請内容に変更が生じる場合	・子どものための教育・保育給付等認定変更申請書 ・変更内容が確認できる書類を添付

※保育を必要とする状況及び必要書類(※必要書類はほいく課窓口並びにウェブサイト(2次元コードのページ)から入手できます)

保育を必要とする状況		提出書類
就労	1ヶ月の実労働時間が64時間以上	就労証明書 ※本人や家族が経営する事業所で就労している場合は、開業届(e-Tax の場合は受信通知及び申請データ)・登記事項証明書・登記簿の謄本/抄本・確定申告書(直近年度分)・請負契約書・営業許可書等のいずれかの写しを添付 ※証明日より就労開始(予定)日が後の日付の場合は、就労内定となります。就労内定の場合は、就労開始日以降の証明日の就労証明書の提出が必要です。
	内職 月3万円以上	
出産	産前6週目(多胎の場合は14週目)の日(産前6週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は、効力発生日)が属する月から、産後8週目の翌日が属する月までの期間にあって、出産の準備又は休養を要する期間	親子健康手帳(母子健康手帳)の表紙と分娩予定日が分かるページの写し(多胎子の場合は、複数冊分の写しが必要) ※多胎子を除き、産前6週目より早く産前休暇が開始となる場合は、産前休暇期間記載の就労証明書も必要 ※出産予定日で認定するため、実際の出産日より認定期間が前後する場合があります。
疾病・傷病	1ヶ月以上の入院、常時仰臥・精神性の疾病、その他療養が必要な場合	医師の診断書 ※自宅での保育が困難であり、保育所等での保育の必要性の記載があるもの
心身障がい	身体障害者手帳 1~4級、精神障害者手帳 1~3級、療育手帳 A・B1・B2	各手帳の写し
介護・看護	同居する親族などを月64時間以上介護・看護しているため保育にあたれない場合	介護または付き添いに関する申立書及び介護・看護を必要とする状況が確認できる医師の診断書など
災害	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧のため保育にあたれない場合	災害復旧に従事していることが分かる書類
求職	仕事を探すために、外出することを常態としている場合	求職活動に関する申立書
就学	月64時間以上の就学(学校教育法第1条、第124条、第134条第1項又は職業能力開発促進法第16条第1項及び第2項に定めるものなど)	在学証明書及び変更日以降の時間割が分かる書類
育児休業等	出産後、育児休業等を取得するとき	就労証明書(育児休業取得(予定)期間及び復職(予定)日の記載のあるもの) ※下の子の出産日の8週後の日が属する月の翌月の入所希望月の申込期間中にご提出ください。(詳細は利用ガイドP3参照) 例:出産予定日が5月30日の場合、8週後→7月25日対応する月→8月利用申込期間:6月2日~7月3日まで ※なお、令和6年11月~令和7年2月に出産の予定があり、令和7年1月~4月の申込を希望される場合はお問合せください。 ※上の子を申込中に下の子の育児休業等に入り、上の子が入所決定したときは、下の子の保育所等の利用の可否に関わらず、復職する必要があります。

以上の例に当てはまらない場合でも、保護者等の状況に変更が生じた場合は手続きが必要となる場合がございます。

なお、変更が生じて申請時より指数が下がる場合や、必要な手続きをされなかった場合は、**保育所等の入所が取消となる場合があります**ので、ご注意ください。

各種書類はほいく課窓口並びにウェブサイト(右記2次元コードのページ)から入手できます。

【2次元コード】



2024年1月1日時点の住民登録地が大和市以外の場合は、該当する保護者の分の2024年度(令和6年度)の市県民税課税(非課税)証明書※もご提出ください。

※名称は自治体によって異なりますが、所得金額が記載されているものを自治体からお取り寄せください。

○問合せ先○

入所申込や利用に関すること
大和市市ほいく課利用調整係
電話:046-260-5607

保育の認定や保育料に関すること
大和市ほいく課認定管理係
電話:046-260-5628

住所:〒242-8601 大和市鶴間一丁目31番7号 大和市保健福祉センター2階
受付:祝日を除く月曜日から金曜日の8:30~12:00、13:00~17:00